

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇩ 会社法における株主名簿の取扱い

Q : 会社法が施行されると、株主名簿の取扱いも変わるとか。どのような規定になっているのですか？

A : 次のような規定になっています。

【解説】

会社法では、①株式会社が株式を発行したり、自己株式を取得し、これを処分したりした場合の株主名簿への記載方法や、②株主名簿の名義書換にかかる請求手続きの仕方、③譲渡制限株式につき譲渡を承認しない場合の取扱いなどが規定されているほか、株主名簿の閲覧、謄写の請求についての拒絶理由などが規定されています。

この株主名簿の閲覧、謄写の請求についての拒絶理由は、現行法では規定されていないものなのですが、プライバシー保護の観点から、次の場合に拒絶できるとしています。

- ① 請求者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき
- ② 請求者がその株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき
- ③ 請求者がその株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき
- ④ 請求者が株主名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を、利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき
- ⑤ 請求者が、過去2年以内に株主名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を、利益を得て第三者に通報したことがあること

